

学校教育法施行細則の一部改正について

1 改正理由

令和3年3月8日付け行革第648号-2政法第1410号-2「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（依頼）」により、学校教育法施行細則（昭和29年千葉県教育委員会規則第12号）の本則及び様式について所要の規定整備を行う。

2 改正内容

- ・第18条中「第三号様式」を「別記第三号様式」に改める。
- ・第20条中「第四号様式」を「別記第四号様式」に改める。
- ・第21条中「第五号様式」を「別記第五号様式」に改める。
- ・別記第3号様式中「**第三号様式**」の次に「(第十八条)」を加え、「**四**」を削る。
- ・別記第4号様式中「**第四号様式**」の次に「(第二十条)」を加え、「**四**」を削る。
- ・別記第5号様式中「**四**」を削り、同様式の注2を削り、同様式の注1を同様式の注とする。

3 施行期日

令和3年10月1日